

地域主権関連3法案の今国会成立を求める緊急声明

政府は、地域主権関連3法案を国会に提出した。参議院においては既に可決され、衆議院に回付されているところである。

「国と地方の協議の場に関する法律案」は、地方が長年にわたって要請してきた国と地方の協議の場の法制化を実現するものであり、画期的なものと評価している。

また「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」は「地域主権戦略会議」を法的に位置づけ、地方分権改革の重要な推進拠点とするとともに、地方自治体の自由度を高め、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を推進する上で不可欠な義務付け・枠付けの見直しを行うものである。

さらに「地方自治法の一部を改正する法律案」は、議決事件の範囲の拡大など、地方議会の自主性・自律性を高め、その機能をより発揮していくために極めて重要なものである。

これら3法案は、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組む真の分権型社会の実現のために必要不可欠なものである。昨年の総選挙に当たり、与野党とも地方分権の推進を明示されたところであり、必ず今国会において成立させるよう強く求める。

平成22年5月21日

地方六団体

全国知事会会長	麻 生 渡
全国都道府県議会議長会会長	金子 万寿夫
全国市長会会長	森 民 夫
全国市議会議長会会長	五 本 幸 正
全国町村会会長	藤 原 忠 彦
全国町村議会議長会会長	野 村 弘